

亀山市告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和5年4月3日

亀山市長 櫻井義之

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社 leiサポート  
所在地 亀山市羽若町805番地15 セジュール亀山E棟103号
- 2 事業所の名称、所在地及び事業所番号  
名称 相談支援事業所エイド  
所在地 亀山市関町木崎864番地1  
事業所番号 2470400066
- 3 指定の年月日  
令和5年4月1日
- 4 指定障害児相談支援の種類  
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者  
特定無し